

職員修養会で研修

毎年夏の終りに開催している教職員研修会が今年も大学の新戸町キャンパスで行われ、今年も8月25日（月）、子どもの人権、思春期を理解する教育のあり方を探るため、HEAL ホリスティック教育実践研究所の金香百合所長を講師として研修を行った。

午前9時からの学院宗教主任の二瓶浄幸先生による奨励から始まり、午前のワークショップは生徒の心身を理解するため、特に自尊心と子どもたちのエンパワーメントのあり方、思春期の喪失体験と暴力の関連などについて研修を行った。

午後はワークショップ形式を変えて、グループごとに対話の実習を行った。心を開いて聞くことの難しさも実感するワークショップとなった。

そして子どもの権利条約の条文を使い、自分が現在の生徒と同じ頃に一番大切とした項目を順に並べ、それをグループで説明する活動をおこなった。援助者となるには子どもとの対話力が必要であり、その能力を伸ばすための活動となった。

ユニークな手法による自己啓発の時となり、参加した教員たちも生徒と向き合うための新しい発見ができた研修会となった。

講師の金先生は大阪YWCA教育総合研究所を創設し、その後、参加型体験学習をツールとして、全国の公立や私立の学校や教育委員会の主催の研修会に数多く呼ばれて講師を務めている。現在はHEALホリスティック教育実践研究所所長を務めている。

「いじめ防止対策推進法」に基づく教員研修会

今年度の教員研修会は、8月26日（火）に実施されました。

いじめで苦しむ子どもを出さないために、私達が「いじめ防止対策推進法」に基づいて、どのような取り組みをしていけばよいのか、研修しました。

講師には、長崎県弁護士会 法教育委員会からご紹介いただいた大同門法律事務所の青野 悠弁護士をお迎えし、専門家の立場から法律について解説していただくとともに、取り組みについてさまざまな助言をいただきました。

生徒達に、「いじめは絶対にいけない」ことを確認すると共に、研修で学んだことを、いじめの早期発見やその後の対応に活かしていきます。